

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竜王町長

市町村名 (市町村コード)	竜王町 (253847)
地域名 (地域内農業集落名)	橋本 ( 橋本 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

農業機械等の設備投資の厳しさや農業経営の困難さから離農が進み、地区内の担い手は19経営体で内訳は橋本の認定農業者、個人担い手13戸、地区外の認定農業者4戸です。橋本の耕作者の中では大規模経営認定農業者が地区内約600反中約50%を経営されており、残り約300反を14経営体で経営を行っている。このまま農業を維持したい個人農家(担い手)も現状では多いが、今後の高齢化が進む中、更なる農家の減少は避けられないと思われる。又離農した地権者は農業への関心が薄い。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

稲作を中心に、小麦、大豆での転作作物栽培で農業を維持していく。  
生産調整は用水路の系統で3年ローテーションにて取り組んで行く。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	65.60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65.60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
目標地図の見直しを進めながら、地域での話し合いを通じ、集積集約化を継続して進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づいて、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
小規模農地の大区画化(畦畔除去など)に向けた検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人維持が可能な体制作りを進める。 自治会や営農活動の中で子供たちにも農業に携わってもらい、農業を知ってもらう活動に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状はサービス利用の計画は無いが、農事法人の維持のため利用する方向も検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		
【選択した上記の取組方針】									
③農業生産性の向上									
⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組による水路等の保全									